

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>先日、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行されました。</p> <p>条文中に「その事実を知らず」とありますが、知らない間に著作権を侵害しているコンテンツをダウンロードしていることがあります。例えばブラウザでWebサイトを開くと否応無しにそのサイトに含まれる画像や動画などもダウンロードされ、その中に著作権を侵害するコンテンツが含まれていることがあります。その際、著作権を侵害しているかどうかを「知らなかった」ということを一般人が立証するのは困難です。立証できなかった場合、犯意がなくとも法に触れてしまうこととなります。法に触れないようにする為には著作権を侵害しているコンテンツがないWebサイトだけを見ればよいのですが、それを判別するのは不可能です。法に触れていないかどうかを考えながらWebサイトを閲覧するのは精神的に不衛生であり、インターネット利用の萎縮につながります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法第30条第1項第3号の削除をお願いします。